

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和4年第3回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和4年3月17日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時52分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員
	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	八尋 崇 教育指導課長
	川口 弘 学校運営部長	浅見 寿和 学校施設管理課長	飯塚 尚美 学務課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	島田 裕司 子ども施設運営課長
	櫻井 健 私立保育園課長	下河邊 純子 青少年課長	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	田巻 正義 学力定着推進課長 森田 剛 学校支援課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 門藤 敦良 支援管理課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 橋本 太郎 子ども支援センターげんき所長 楠山 慶之 教育相談課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和4年3月17日

第3回足立区教育委員会定例会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第3回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

◇

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に、早川委員、近藤委員をご指名いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、日程第1を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第7号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第7号議案について川口学校運営部長から説明をお願いします。

○学校運営部長 それでは資料の4ページ目をお開きください。育英資金条例の一部を改正する条例です。

項目1番の「改正理由」ですが、「育英資金検討委員会」を附属機関として条例で規定する必要があるため、育英資金条例の一部を改正するものです。

1つ目の※印です。育英資金検討委員会は、「学識経験者等の意見を聞き、育英資金制度の検証を行い、制度の再構築を図るための附属機関」です。育英資金からは毎年奨学金を出しているわけですが、その在り方も含めて検討するための組織です。

2つ目の※印の4行目以降です。育英資金検討委員会が意見交換を目的としたものであれば、要綱での設置で問題はありませんでした。今後は各制度の審議まで行うため、附属機関として、改めて条例に規定いたします。これが今回の条例改正の趣旨でございます。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第7号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。何かご質問ございますでしょうか。

か。

ないようでございますので、これより第7号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、議決することにいたします。

◇

次に、日程第2を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第8号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」以上。

○教育長 第8号議案について、川口学校運営部長から説明をお願いします。

学校運営部長。

○学校運営部長 資料の10ページをお願いいたします。第8号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」です。

「提案の理由」ですが、東綾瀬中学校の校舎を解体するに当たって、教育財産の用途廃止をする必要があります。種類等の詳細は表中に記載していますが、校舎から工作物までを一通り教育財産から外すものでございます。よろしく申し上げます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第8号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問、よろしいですか。

ないようでございますので、これより第8号議案、「足立区教育財産の用途廃止の承認について」を採決いたします。

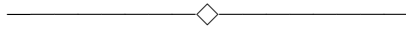
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を

求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



それでは日程第3、第9号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる人事に関する事件、その他の事件でありますので、非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。第9号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

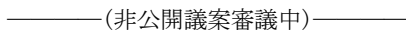
(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴人の方大変申し訳ありません。ご退席をお願いいたします。大丈夫ですか。

(傍聴者 退席)



(傍聴人 入室)

次に日程第4を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第10号議案「『足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第10号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは本編の資料にお戻りいただきまして、12ページ、第10号議案説明資料をご覧ください。

先ほど決定いただきました、東綾瀬中学校の用途廃止に付随いたしまして、こちらの学校の旧校舎を解体するために、解体の工事請負契約の議案を、区長部局から議会へ提出することが予定されております。

その議案の提出に先立ちまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を区長から求められているものでございます。教育委員会といたしましては、これに「異議なし」として、回答することをご提案するものでございます。

なお、本契約の相手方、契約金額等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

お読み取りの上、ご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第10号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いします。

ご質疑は何かございますでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 契約金額の項目ですが、落札率81.6%となっています。これは、どのようなもので、どのような意味を持つのでしょうか。

○教育長 学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 13ページ、「9 その他」の(4)に予定価格を記載しておりますが、これが起工金額です。この金額に対して各業者が入札をかけて、その中の最低金額の業者が落札となります。この金額が、「3 契約金額」に記載されている3億2,600万円余です。

(落札率は)起工金額に対して、落札された金額のパーセンテージです。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 承知しました。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかには何かございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより第10号議案、「『足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契

約』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に日程第5「教育長報告」を議題といたします。今回は各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等全ての報告が完了しましたら、一括で頂くようお願いいたします。

それでは(1)について、森教育政策課長、お願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 それでは資料の17ページをご覧ください。私からは、令和4年度以降の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。

これまで、教育委員の先生方の視察と行政評価を活用して実施してまいりましたが、令和4年度以降は、令和3年度より実施しております「教育振興ビジョン」の点検・評価を教育委員会の点検・評価として運営することをご報告するものでございます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

項目1番の変更理由です。教育振興ビジョンの点検・評価を教育委員会の事務の点検・評価として運用することにより、独自に学識を活用した評価とすることができることが1点目です。

2点目は、既存の点検・評価と教育振興ビジョンの2つの評価を1つにすることができ、省力化を図ることができるためです。

3点目は、教育施策・事業の大半が点検・評価の対象となるため、点検・評価として十分に機能し、効果的

あること等々を考えまして変更するものでございます。

次に項目2番のスケジュールです。今年度、教育振興ビジョンの点検・評価を実施したところ、かなりボリュームが多いことがわかりました。

毎年度、全範囲を評価対象とすることは、外部評価委員の方々にも負担が大きいため、当計画の最終年度である令和6年度までに、各施策を2回点検・評価するスケジュールに変更いたします。

ただし、既存の教育振興ビジョンの計画年限が令和6年度までのため、令和5年度は全範囲を評価対象に点検・評価を実施して材料を集めます。令和6年度に新計画の素案作りをして、令和7年度から新しい計画への移行を予定しております。したがって、令和5年度は全施策に丸がついております。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(2)から(5)について、八尋教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 はじめに18ページをご覧ください。

「令和4年度教育課程について」です。

令和4年度からSDGsの実現を視点として編成することとしました。

そもそも、教育課程は各学校が人権教育であったり、学力であったり、生活指導であったり、どこに重点を置いて学校運営を行うかを示すものです。

学習指導要領の前文において、「学校は、児童・生徒を持続可能な社会の創り手となるように育成することが求められる。」という趣旨が明示されていることから、そこにSDGsを置くこととしました。

足立区の基本計画にもSDGsに関する内容が書かれておりますので、そこを基本とするように指示しております。今後、各学校がSDGsの目標を定めますので、その内容を確認しながら指導してまいります。

続きまして、19ページをご覧ください。「令和4年度中の欠席連絡ツールについて」です。

現在、Googleフォーム等を使いまして、各家庭と学校は連絡を取り合っています。

次年度からは、以前にもご説明のとおり、「hyper-QU」のウェブバージョンである「WEBQU」が

付随するクラウドサービス「まなびポケット」を導入いたします。この中に欠席連絡ツールも含まれています。

パソコンのデスクトップ画面上に、まなびポケットのアイコンが表示され、クリックすると「WEBQU」や他のツールが表示される画面に展開します。その中に欠席連絡ツールが入っており、使うことができます。

Googleフォーム等でできない部分は、まなびポケットを使ってもらっても構わないとの考えで提供しております。

日程は項目3のとおりです。4月以降から準備を開始し、5月1日からの運用開始を予定しております。

20ページをご覧ください。続きまして、「あだち日本語学習ルームの令和3年度修了判定結果について」です。

今年度の指導実施人数は16名で、そのうち2名が継続、14名が修了となりました。

修了判定の方法は、項目2のとおりですが、真ん中当たりの※印をご覧ください。「『都立高等学校の入学者選抜に係る学力検査』に対応できる日本語の力を身に付けること。」を目標としております。今年度は7名の卒業生がありますが、7名中6名は日本語での受験をしています。

まだ、受験結果は分からないのですが、子どもたちは受験に対応できる語彙力を身につけて修了しております。

続きまして、22ページをご覧ください。「小学校社会科副読本『わたしたちの足立』の改訂方法の見直しについて」です。

小学校3年生では、社会科の教科書とは別に、「わたしたちの足立」を副読本として使用しております。

これまでは、教員だけで作成してきたのですが、急速な社会情勢の変化、著作権や引用データ等多くの配慮事項を考慮しながらの制作が厳しい状況になってきました。

今後は、項目2のとおり、学識経験者、それから教育指導課の指導主事、担当校長、郷土博物館の学芸員など、専門知識を持った方とともに編集を実施していきます。

来年度4月に改訂委員会を立ち上げまして、改訂作業に入っていきます。進捗状況については、またご報告い

たします。以上です。

○教育長 次に(6)(7)について、菊地子ども政策課長をお願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長 それでは23ページをご覧ください。

私からは、「区が必要とする特色ある教育を実施する私立学校への補助の検討について」報告いたします。件名、所管部課名は記載のとおりです。

現在、区は多くの教育課題を抱えております。その解決に向けて様々な対策を講じている状況でございます。今後、区の取組に加えまして、課題解決に有効かつ効果的な特色ある教育を実施する私立学校のノウハウも活用し、取り組んでいきたいと考えております。そういった私立学校の進出を促すために、建設費用の一部助成を考えております。

現在、区として求める教育内容としては、項目2の(2)に記載のとおり、「児童・生徒の状況に応じた特別な教育課程を有する学校」「ICTを活用した遠隔教育などの情報通信教育、グローバルな視点を生かした外国語教育を実施する学校」です。

補助金額につきましては、項目3に記載のとおり、上限額約3億円程度を想定しております。

最後に今後の方針ですが、補助制度の検討を引き続き行いまして、その後、必要な規則の改正、補助要綱の策定等を進めてまいります。

引き続き24ページをご覧ください。国の制度改正により、新たに幼児教育・保育の無償化対象となる未就学施設に対する事業について、ご報告いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりです。

幼児教育・保育の無償化につきましては、令和元年10月から開始となり、3から5歳児については、現在、原則無償化が実現しております。

しかしながら、一部対象外となっている未就学施設があったため、今年度、国が制度を改正したものでございます。

区としましても、無償化の趣旨を鑑み、進めるべきものと判断し、実施することといたしました。

対象施設及び対象者数は、項目1(2)に記載のとおりでございます。なお、事業予算額は、項目1(5)に

記載のとおり、360万円を予定してございます。

次に、「関連する補助制度（外国人学校児童・生徒保護者補助金）の見直しについて」ご報告いたします。

この制度は、制度開始から30年が経過しており、その間に社会情勢等も大きく変化しております。このため、現状分析を行った上で、補助額や所得制限などの見直しについて検討しております。

25ページにお進みください。検討内容につきましては、項目2(2)に記載のとおり、様々な意見を伺っておりますので、拙速に結論を出すことなく、次年度以降も引き続き検討を行ってまいります。

最後に、今後の方針です。項目1につきましては、3月補正予算に計上させていただき、議決が得られた際には、実施に向けて事務処理を開始いたします。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(8)について島田子ども施設運営課長お願いいたします。

子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 26ページをご覧ください。

「社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について」ご報告いたします。

所管部課名は、福祉部福祉管理課、子ども家庭部私立保育園課、子ども施設運営課、子ども施設指導・支援担当課です。

所管が異なるため、項目1、2、3と3つに分けて説明させていただきます。法人は福祉管理課が所管しており、日ノ出町保育園は私立保育園課が所管しております。現在、区直営となっている新田三丁目なかよし保育園については子ども施設運営課が所管しております。

令和2年1月に千葉県知事から改善勧告を受け、同年12月に東京都知事から運営する日ノ出町保育園の特別指導検査を受けた、社会福祉法人朝陽会の状況と、運営保育所の状況についてです。

まず、項目1の「千葉県知事による改善勧告と改善状況について」です。令和2年1月、千葉県知事が法人に対して改善勧告を行い、同年8月に公表いたしました。

(1)改善勧告内容は、ア、イ、ウとございますが、主に経理上の手続等について適正に処理する指示でございます。

また、ウにありますように、評議員会及び理事会等による適切な内部統制がなされる体制整備の勧告がございました。

(2)足立区が確認した法人の改善状況です。

運営施設は日ノ出町保育園のみです。以前は、南流山にも保育園があり、足立区の新田三丁目なかよし保育園、日ノ出町保育園の計3園を運営しておりました。

法人本部が千葉県南流山から足立区へ移ってきたため、令和3年4月30日から足立区が指導しております。

確認した内容は、ア、イ、ウに記載のとおりです。千葉県の勧告内容に準じて、「計算書類等の承認手続き、届出」「計算書類等の適正作成」を確認しております。ウについては、今回、役員等が一新されたため、評議員会及び理事会の適正な開催状況を確認しております。

26ページの下段以降に経過を記載しております。

続いて28ページをご覧ください。項目2の「東京都知事による日ノ出町保育園の特別指導検査と法人の対応について」です。

令和3年3月に日ノ出町保育園の施設会計（保育所）の改善事項について東京都から指摘があった件です。

(1)は、特別指導検査結果への法人の対応です。改善状況報告書は令和3年5月に足立区経由で東京都へ提出しました。計算書類等については、令和3年7月に第三者委員会を設置し、原因や正確な資金の移動などの確認を行っているところです。改善後に再提出することになっております。

(2)は、「足立区が確認した会計処理の状況」です。

評議員会の承認を受け、決算書類は所轄庁に提出されております。

「イ 運営費の過払い」ですが、これは平成28年度に区側のミスで過剰な支出があり、法人から分割で返済されていたものです。令和2年度までに区へ全額返還されております。

ウとエは不適切支出に関する内容です。それぞれ、平成25年・26年、平成29年・30年にあったものです。この件については、園長の園会計への返還状況を確認しております。

(3)は「保育の状況について」です。令和2年度の指導検査において指摘はなく、通常どおり安定した保育

が行われている状況です。

29ページをご覧ください。項目3の「新田三丁目なかよし保育園の運営費の精算について」です。

令和2年11月末までは法人が指定管理を行っており、翌12月からは区が直営で運営しております。

令和2年度分の運営費精算を行ったところ、法人は区に400万円余の返還が必要となりましたが、区からの再三にわたる請求にもかかわらず、現在まで返還されておりません。

法人は返還に応じないだけでなく、運営していた期間に赤字収支だった金額4,000万円について、区が全額補填すべきという主張をしております。以下、やり取りについて記載しております。

30ページの今後の方針ですが、適切な運営について、福祉部と子ども家庭部とで連携を図りながら、適正に対応してまいります。以上でございます。

○教育長 次に(9)について、櫻井私立保育園課長、お願いいたします。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 資料31ページをお開きください。

「いづみ保育園への対応状況について」報告いたします。

所管部課名は記載のとおりです。

保育士の大量退職により、現状の保育が維持できなくなった保育園の続報です。

項目1の在園児童数ですが、転園、退園等により、令和4年4月の在園児童数はゼロとなります。

項目2の4月以降の運営ですが、法人からは、現在70名の定員を認可定員最小の20名に変更したいという申出がございました。

保育士等職員の確保ができていないことから、10月入所を目標に職員確保や改善報告を求めているところです。

10月の入園につきましては、8月から募集を始めるため、8月に職員募集や運営面を含め、再開の可否を決定してまいります。

32ページですが、必要となる保育士数は6名で、この人員を8月までに確保いたします。

項目3の大量退職の原因究明・改善策についてです。法人から委託を受けた弁護士の調査では、退職した職員

の補充がなく、業務が忙しいなど、業務の過多などが原因に挙げられております。

法人の改善策として、賃金体系や労働時間の見直しを図るほか、外部講師の招聘など、定着の取組を行っていくとの報告がありました。

また、区でも調査を行っており、アンケートやヒアリングを実施しております。現在、取りまとめをしているところでございます。

今後の方針ですが、定員変更の手続きを含め、東京都と協議してまいります。また、転園される園児につきましては、転園先での園児の状況を確認してまいります。

説明は以上となります。

○教育長 次に(10)について、田ヶ谷生涯学習支援室長、お願いいたします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 報告資料34ページです。「『じんがんなわ』の東京都指定無形民俗文化財への指定について」報告いたします。所管部課名は、記載のとおりです。

昭和59年に足立区の指定無形民族文化財として指定いたしました「じんがんなわ」ですが、こちらのお祭りが明日3月18日をもって、東京都指定無形民俗文化財となることが決定いたしましたので、報告するものでございます。

東京都の指定無形民俗文化財については、区内初となります。なお、この指定につきまして、東京都の指定が行われたときには、足立区文化財保護条例の規定によりまして、足立区の指定は自動的に解除となるものでございます。

「じんがんなわ」の概要については、項目1で記載しておりますが、藁でつくった大蛇を大乘院というお寺のイチョウの木に這わせて、お神酒や干葉粥を食して無病息災・五穀豊穰を祈るものでございます。500年以上続いていると言われているお祭りでございます。

今後のスケジュールですが、先ほど申し上げましたとおり、明日3月18日をもって東京都が指定の公報登載をいたしますので、これをもって東京都の指定文化財となるものでございます。

説明は以上です。

○教育長 ただいま、各所管から報告事項がありました。

これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

小関委員。

○小関委員 3点確認いたします。

まず、1点目は「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」です。

学識経験者が評価したものを、我々教育委員が評価する形になるのだと思いますが、評価項目はこれまでと変わるのでしょうか。

2点目は、「令和4年度教育課程について」です。

SDGsの実現を視点として編成させることは、新たな取組でとても良い内容だと思います。

問題点・今後の方針に、「SDGsの達成のための質問項目を新設させ、各学校の取組をより良いものにしていく」とありますが、これは各学校が学校評価の中にSDGs関連の質問項目を新設するというのでしょうか。それとも、教育委員会から別のフォーマットを提供するというのでしょうか。

まだ、決まっていない部分もあると思いますが、決まっている範囲で教えてください。

3点目は、「あだち日本語学習ルームの令和3年度修了判定結果について」です。

今年度、我々も現場を視察して事業内容を把握しました。指導実施人数16人のうち、14人が修了、2人が残念ながら未修了となりました。

未修了の2名は、2年生と1年生とのことですが、未修了となった原因は何でしょうか。修了者の通算指導時間は180時間前後とのことですが、この2名の通算指導時間はどの程度だったのでしょうか。

また、項目5の「令和4年度の方針」で、習熟度別のグループ指導への移行、日本語習得に必要な一定の指導時間数の確保が示されています。

私も、日本語習得には一定の指導時間数の確保が必要だと思います。そのためには、早い段階で指導を開始することが重要であり、学校への働きかけも必要だと考えます。区としては、この点についてどのように考えているのでしょうか。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 令和4年度以降の「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の評価項目についてです。

基本的には、今年度実施した教育振興ビジョンの点検・評価の評価項目と同じ予定です。4つの観点別評価をいただいたうえで、全体評価をいただく形を考えております。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 はじめに、令和4年度教育課程についてです。

小関委員ご指摘のとおり、評価をどのような形で実施するかが今後の課題だと思っております。

SDGsは区の基本計画でも示されておりますので、「学校としてどうするか」「地域としてどうするか」「要は我がまちの学校としてどのように取り組むのか」というビジョンを、各校長が持つべきと考えて設定しております。

共通にできるものがあれば、教育委員会としてフォーマットや方針を示します。そうでなければ、学校ごとになると思います。

この点については、引き続き課題として取り組んでまいります。

次に、あだち日本語学習ルームについてです。

未修了の2名は、単純にスタートが遅かったことが原因です。まだ、周囲に追いつけていない部分がありますので、じっくりと指導していくことを考えております。以上です。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 若干の補足ですが、外国にルーツを持つ生徒が学校に入学する時期は、必ずしも4月とは限らず、年度途中から入学するケースもあります。

各校には、外国にルーツを持つ生徒が入学してきた場合の、学校側の受入れガイドを作成して配布済みです。その中で、あだち日本語学習ルーム通級の早期開始についても学校に伝えております。

今回未修了になってしまった2人が、いつ来日されたかは把握しておりませんが、外国にルーツを持つ生徒の受入れガイドについて、内容の不足等があるようであれば、丁寧に見直したいと考えております。

○教育長 ほかに、いかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 29ページの「新田三丁目なかよし保育園の運営費の精算について」です。

法人からは、区宛てに赤字額約4,000万円を区が支払うべきとの文書が送付されています。一方、区からは、法人宛てに支払う根拠がないことが主張され、約400万円の精算額について返還を求める文書が送付されています。

なぜ、このような真逆のやり取りが生じているのでしょうか。ご説明をお願いします。

○教育長 子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 まず、法人側が区に支払いを求めている赤字額約4,000万円についてです。

資料にも記載しておりますが、平成25年度から29年度まで、保育園に実在するお子さんの数に応じて運営費を支払っております。

平成25年度当初は、当初予定していた（園児の）定数に満たない状況でした。

平成26年、27年度については、交渉のうえで定数を実際の人数に合わせて職員配置しつつ、定数上の支払を行うために定数の変更と協定を変更いたしました。

しかし、法人側の主張は、「区が定めた定数を満たすために職員を配置して赤字になったのだから、赤字額は区が補填すべき」という内容でした。

つまり、（法人は）お預かりしているお子さんに合わせた人数ではなく、法人として独自の運営をしていたわけですが、運営により赤字になったため、その分は区が補填すべきだという主張です。

区としては、当初から協定書を結んでおり、支払い方法も伝えて契約しているため、「支払う根拠がない」と反論しております。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 やり取りは分かりました。今後の見通しはどうでしょうか。

○教育長 子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 今後の見通しですが、区としては法人側の主張に根拠がないと考えております。根拠がないと考える理由は、区は法定上のルールに基づき支払いをしているためです。

その旨を説明しているのですが、なかなか理解していただけません。場合によっては、法的措置もとらなければならぬと思っております。

○近藤委員 分かりました。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○早川委員 「いづみ保育園への対応状況について」で伺います。いづみ保育園はどこにあるのでしょうか。

○教育長 私立保育園課長。

○私立保育園課長 西新井駅の西側、西新井警察の南辺りに位置しております。

○早川委員 今後、閉園になるのでしょうか。

○私立保育園課長 そうではありません。現時点では、在園児が来年4月にいなくなるという状況まで確定しております。

園側は継続の意思を示しているため、閉園は決まっていないという状況です。

○教育長 早川委員。

○早川委員 在園児がゼロの状況で継続できるのでしょうか。

○教育長 一度在園児をゼロにするのですが、閉園はしない予定です。再度定数を定め、そこに向けて保育士を募集して再開することを考えているようです。

○教育長 早川委員。

○早川委員 園医がいると思うのですが、報酬等を含めた扱いはどうなるのでしょうか。

○教育長 私立保育園課長。

○私立保育園課長 区としては、「運営費は在園児に応じて支払う」という形であるため、支払いをしていない状況です。したがって、法人から支払っていただくこととなります。

○早川委員 ありがとうございます。

○教育長 河本委員。

○河本委員 「小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の改訂方法の見直しについて」です。

様々な視点から、足立の歴史を分かりやすく伝えるための改訂だと思えます。

足立区の中には100年以上たっている学校もあり、郷土資料館のようなものを設置している学校もあります。

また、各校10周年ごとに記念誌を作成しておりますが、これは内容の良い歴史本になっています。私も母校の記念誌作成に携わった際、昔のものを掘り返して足立の歴史を知る機会となりました。

記念誌作成に携わっている方々の中には、足立区出身の学識の方、学芸員の方、学童疎開を経験した先生等が含まれています。

見直し案の人選にあたっては、視野を広げてもらいたいと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 委員の選定にあたっては、視野を広げて情報を集めながら決定していきます。

○教育長 ほかにないようであれば、報告事項については終了といたします。

その他でございますけれども、何かございますか。

○教育長 河本委員。

○河本委員 本日、小関委員と一緒に、新しくできた江北小学校と綾瀬小学校を視察してまいりました。

大変立派な建物で感激しました。視察時には、学校現場や地域の方々の様々な希望を取り入れながら、どんな思いで作られた校舎であるかを説明いただきました。

新しい校舎は、地域のシンボルであり、地域に必要な不可欠な災害時の拠点にもなります。改めて、学校は様々な面の集合体であると感じました。

子どもたち、学校の先生、地域の方々には、校舎建設のコンセプト、テーマがしっかり伝わってほしいと思いました。

○教育長 学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 本日は視察いただきありがとうございました。また、お褒めの言葉もいただきありがとうございます。

今、河本委員がおっしゃられたように、思いを込めて作ってきました。ただし、一生懸命に良いものを作っても、そこまで終わってしまうと何の価値もなくなってしまいます。

しっかりとした活用ができるよう、学校サイドとも連携を取りながら、学校の運営に寄与していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 ほかに、何かございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、以上をもちまして、本年第3回足立区教育委員会定例会を終了いたします。
ありがとうございました。

午後3時52分閉会

令和4年第3回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和4年3月17日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程			頁
日程第1	第7号議案	足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について…	2
日程第2	第8号議案	足立区教育財産の用途廃止の承認について……………	8
日程第3	第9号議案	足立区青少年委員の委嘱について……………	別冊
日程第4	第10号議案	「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について……………	11
日程第5		教育長報告	

2 報告事項

- (1) 令和4年度以降の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について
《森 教育政策課長》 17
- (2) 令和4年度教育課程について
《八尋 教育指導課長》 18
- (3) 令和4年度中の欠席連絡ツールについて
《八尋 教育指導課長》 19
- (4) あだち日本語学習ルームの令和3年度修了判定結果について
《八尋 教育指導課長》 20
- (5) 小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の改訂方法の見直しについて
《八尋 教育指導課長》 22
- (6) 区が必要とする特色ある教育を実施する私立学校への補助の検討について
《菊地 子ども政策課長》 23
- (7) 多様な集団活動事業の利用支援事業の実施について
《菊地 子ども政策課長》 24
- (8) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について
《島田 子ども施設運営課長》 26
- (9) いづみ保育園への対応状況について
《櫻井 私立保育園課長》 31
- (10) 「じんがんなわ」の東京都指定無形民俗文化財への指定について
《田ヶ谷 生涯学習支援室長》 34

3 情報連絡事項

- (1) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 35
- (2) 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社] 36

第 7 号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 1 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同項第 4 号中「の諮問に関する」を「が必要と認める」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（育英資金検討委員会）

第 1 2 条 本条例に基づく貸付又は助成に関し、持続可能性を確保しつつ、区民のニーズに沿った、利用しやすい制度について検討するため、区長の附属機関として足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。

（1） 学資金の貸付制度に関すること。

（2） 学資金の助成制度に関すること。

（3） その他区長が必要と認めた事項

3 委員会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 1 0 人以内をもつて組織する。

4 前 3 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区育英資金検討委員会	日額 18,000円
--------------	------------

(提案理由)

要綱で規定されている「育英資金検討委員会」を附属機関として条例で規定する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 3 月 1 7 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>現在、要綱で規定されている「育英資金検討委員会」を附属機関として条例で規定する必要があるので、育英資金条例の一部を改正する。</p> <p>※ 育英資金検討委員会は、学識経験者等の意見を聞き、育英資金制度の検証を行い、制度の再構築を図るための附属機関である。</p> <p>※ 「育英資金検討委員会」は、平成 2 8 年度に要綱を制定し設置しました。今回、令和 4 年度の「育英資金検討委員会」開催にあたり、要綱規定を確認したところ、附属機関に該当とすることが判明しました。「育英資金検討委員会」が意見交換を目的としたものであれば、要綱での設置で問題はありませんが、今後は各制度の審議まで行うため、附属機関として、改めて条例に規定することになりました。</p> <p>2 主な改正内容（P 5～7、新旧対照表を参照）</p> <p>足立区育英資金条例第 1 2 条に育英資金検討委員会を附属機関として規定する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>4 その他</p> <p>足立区育英資金条例の一部を改正する条例の議決後、足立区育英資金条例施行規則の改正について、令和 4 年 7 月の教育委員会定例会に提出する予定である。</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>足立区育英資金条例</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>（育英資金審議会）</p> <p>第11条 学資金の貸付及び助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>（1）学資金の貸付及び助成の申請者の選考審査に関すること。</p> <p><u>（2）前条第2項に該当する者の審査に関すること。</u></p> <p><u>（3）学資金の償還方法に関すること。</u></p> <p><u>（4）その他区長の諮問に関する事項</u></p> <p>3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（新設）</p>	<p>足立区育英資金条例</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>（育英資金審議会）</p> <p>第11条 学資金の貸付及び助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>（1）学資金の貸付及び助成の申請者の選考審査に関すること。</p> <p><u>（2）学資金の償還方法に関すること。</u></p> <p><u>（3）その他区長が必要と認める事項</u></p> <p>3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>（育英資金検討委員会）</u></p> <p><u>第12条 本条例に基づく貸付又は助成に関し、持続可能性を確保しつつ、区民のニーズに沿った、利用しやすい制度について検討するため、区長の</u></p>

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p>	<p><u>附属機関として足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 委員会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</u></p> <p><u>(1) 学資金の貸付制度に関すること。</u></p> <p><u>(2) 学資金の助成制度に関すること。</u></p> <p><u>(3) その他区長が必要と認めた事項</u></p> <p><u>3 委員会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</u></p> <p><u>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。</u></p>

改正前	改正後		
	<p data-bbox="1227 233 1693 264"><u>別表区長の部に次のように加える。</u></p> <table border="1" data-bbox="1227 268 2002 335"><tr><td data-bbox="1234 296 1655 328"><u>足立区育英資金検討委員会</u></td><td data-bbox="1666 296 1995 328"><u>日額 18,000円</u></td></tr></table>	<u>足立区育英資金検討委員会</u>	<u>日額 18,000円</u>
<u>足立区育英資金検討委員会</u>	<u>日額 18,000円</u>		

第 8 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 1 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	東綾瀬中学校
所 在 地	東京都足立区綾瀬三丁目 2 3 番 1 4 号
種 類	P 9 のとおり
名 称	P 9 のとおり
数 量	P 9 のとおり
価 格	P 9 のとおり
用途廃止の日	本案議決後処理する。

(提案理由)

校舎等解体に伴って、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

(内訳)

東綾瀬中学校

足立区綾瀬三丁目23番14号

種類	名称	数量	価格
建 物	校舎1	2,009.20 m ²	101,980,000
	校舎2	1,365.00 m ²	72,904,000
	校舎3	564.00 m ²	35,671,000
	校舎4	1,294.00 m ²	122,141,000
	校舎5	945.81 m ²	124,235,000
	給食場	87.00 m ²	4,127,000
	給食シャワー室	2.16 m ²	143,000
	体育館プール	1,591.92 m ²	378,823,000
	渡り廊下	37.50 m ²	2,818,000
	倉庫	33.75 m ²	2,049,000
	自転車置場①	30.00 m ²	3,315,000
	自転車置場②	25.20 m ²	1,278,000
工 作 物	門	2 基	451,000
	万年塀	171.24 m	406,000
	水飲場	1 基	146,000
	水飲場	6 基	1,452,000
	雑工作物	15 基	15,000
	散水機	1 基	6,075,000

第 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 3 月 1 7 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について																																																												
所 管 部 課 名	学校運営部学校施設管理課																																																												
内 容	<p>1 提案の理由 校舎等解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため、本案を提出する。</p> <p>2 用途廃止する財産</p> <p>(1) 名 称 東綾瀬中学校</p> <p>(2) 所在地 東京都足立区綾瀬三丁目 2 3 番 1 4 号</p> <p>(3) 種類、名称、数量及び価格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> <th style="width: 25%;">価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">建 物</td> <td>校舎 1</td> <td>2,009.20 m²</td> <td>101,980,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 2</td> <td>1,365.00 m²</td> <td>72,904,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 3</td> <td>564.00 m²</td> <td>35,671,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 4</td> <td>1,294.00 m²</td> <td>122,141,000</td> </tr> <tr> <td>校舎 5</td> <td>945.81 m²</td> <td>124,235,000</td> </tr> <tr> <td>給食場</td> <td>87.00 m²</td> <td>4,127,000</td> </tr> <tr> <td>給食シャワー室</td> <td>2.16 m²</td> <td>143,000</td> </tr> <tr> <td>体育館プール</td> <td>1,591.92 m²</td> <td>378,823,000</td> </tr> <tr> <td>渡り廊下</td> <td>37.50 m²</td> <td>2,818,000</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>33.75 m²</td> <td>2,049,000</td> </tr> <tr> <td>自転車置場①</td> <td>30.00 m²</td> <td>3,315,000</td> </tr> <tr> <td>自転車置場②</td> <td>25.20 m²</td> <td>1,278,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">工 作 物</td> <td>門</td> <td>2 基</td> <td>451,000</td> </tr> <tr> <td>万年堀</td> <td>171.24 m</td> <td>406,000</td> </tr> <tr> <td>水飲み場</td> <td>1 基</td> <td>146,000</td> </tr> <tr> <td>水飲み場</td> <td>6 基</td> <td>1,452,000</td> </tr> <tr> <td>雑工作物</td> <td>15 基</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>散水機</td> <td>1 基</td> <td>6,075,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 用途廃止の日 本案議決後処理する。</p>	種 類	名 称	数 量	価 格	建 物	校舎 1	2,009.20 m ²	101,980,000	校舎 2	1,365.00 m ²	72,904,000	校舎 3	564.00 m ²	35,671,000	校舎 4	1,294.00 m ²	122,141,000	校舎 5	945.81 m ²	124,235,000	給食場	87.00 m ²	4,127,000	給食シャワー室	2.16 m ²	143,000	体育館プール	1,591.92 m ²	378,823,000	渡り廊下	37.50 m ²	2,818,000	倉庫	33.75 m ²	2,049,000	自転車置場①	30.00 m ²	3,315,000	自転車置場②	25.20 m ²	1,278,000	工 作 物	門	2 基	451,000	万年堀	171.24 m	406,000	水飲み場	1 基	146,000	水飲み場	6 基	1,452,000	雑工作物	15 基	15,000	散水機	1 基	6,075,000
種 類	名 称	数 量	価 格																																																										
建 物	校舎 1	2,009.20 m ²	101,980,000																																																										
	校舎 2	1,365.00 m ²	72,904,000																																																										
	校舎 3	564.00 m ²	35,671,000																																																										
	校舎 4	1,294.00 m ²	122,141,000																																																										
	校舎 5	945.81 m ²	124,235,000																																																										
	給食場	87.00 m ²	4,127,000																																																										
	給食シャワー室	2.16 m ²	143,000																																																										
	体育館プール	1,591.92 m ²	378,823,000																																																										
	渡り廊下	37.50 m ²	2,818,000																																																										
	倉庫	33.75 m ²	2,049,000																																																										
	自転車置場①	30.00 m ²	3,315,000																																																										
	自転車置場②	25.20 m ²	1,278,000																																																										
	工 作 物	門	2 基	451,000																																																									
万年堀		171.24 m	406,000																																																										
水飲み場		1 基	146,000																																																										
水飲み場		6 基	1,452,000																																																										
雑工作物		15 基	15,000																																																										
散水機		1 基	6,075,000																																																										
今後の方針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、資産管理部に引き継ぐ。																																																												

第10号議案

「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和4年3月17日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 1 0 号 議 案 説 明 資 料

令和4年3月17日

件 名	「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件名 足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約</p> <p>2 契約の相手方 麻生・渡部建設共同企業体 代表者 麻生土木株式会社 代表取締役 麻生 雅光 東京都足立区谷在家一丁目8番3号</p> <p>3 契約金額 326,340,432円（落札率 81.6%）</p> <p>4 契約方法 条件付一般競争入札</p> <p>5 契約番号 3足総契契第010623号</p> <p>6 工 期 令和4年10月28日</p> <p>7 工事場所 足立区綾瀬三丁目23番14号</p> <p>8 工事内容 （1）解体工事 ア 建物解体撤去処分 イ 外構工作物解体撤去処分 ウ 埋戻・整地 （2）建物概要 ア 工事規模 鉄筋コンクリート造 地上4階建（その他付属建物等） イ 敷地面積 12,658㎡</p>

	<p>ウ 延床面積 7, 930 m²</p> <p>9 そ の 他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和4年2月15日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和4年2月14日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 5 建設共同企業体 (低入札調査価格未満5 建設共同企業体)</p> <p>(4) 予定価格 399, 927, 000円 (事前公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
<p>今後の方針</p>	

学校位置図と今後の予定（東綾瀬中学校）



第 号議案

足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和4年3月 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約について
足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事实施のため、下記の請負
契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 326,340,432円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都足立区
麻生・渡部建設共同企業体
代表者 麻生土木株式会社
代表取締役 麻生 雅光 |
| 5 | 工 期 | 契約締結の翌日から令和4年10月28日まで |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号)第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

3 足総契発第 2 4 6 0 号
令和 4 年 3 月 2 日

足立区教育委員会
教育長 大 山 日出夫 様

足 立 区 長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 4 年第 1 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約について

教 育 委 員 会 報 告

令和4年3月17日

件 名	令和4年度以降の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について																																						
所管部課名	教育指導部教育政策課																																						
内 容	<p>令和4年度以降の点検・評価について、これまでは教育委員の視察と行政評価を活用して実施してきたが、令和3年度より実施している「足立区教育振興ビジョン点検・評価」を「足立区教育委員会の点検・評価」として運用することとする。</p> <p>1 点検・評価方法の変更理由</p> <p>(1) 足立区教育振興ビジョンの点検・評価を教育委員会の事務の点検・評価として運用することにより、行政評価の代用ではなく、独自に学識を活用した評価とすることができる。</p> <p>(2) 既存の点検・評価と教育振興ビジョンの点検評価の2つの点検・評価を一本化でき、省力化が図れる。</p> <p>(3) 教育施策・事業の大半が対象となり、点検・評価として十分に機能し、効果的である。</p> <p>2 「教育委員会の事務の点検・評価」の評価スケジュールについて</p> <p>令和3年度に実施した「足立区教育振興ビジョン点検・評価」では計画に示す全ての施策を対象に評価を実施したが、より深い点検・評価が実施できるよう、各年度の評価対象を絞り、令和4年度から7年度までの4年間で全ての施策を2回評価できるよう、以下のスケジュールで実施する。</p> <p>点検・評価スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評価対象</th> <th style="width: 15%;">評価年度</th> <th style="width: 10%;">R4</th> <th style="width: 10%;">R5</th> <th style="width: 10%;">R6</th> <th style="width: 10%;">R7</th> <th style="width: 10%;">R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施策1 児童・生徒の心身の健全な発達の支援</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="5" style="text-align: left; vertical-align: middle;">新計画の評価開始（評価サイクルは改定後の計画の体系を見て検討）</td> </tr> <tr> <td>施策2 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施策3 不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>施策4 快適に学べる教育施設の整備と運営の充実</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施策5 子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 現計画(令和2年度～6年度)の改定に向け、分野毎の学識に加え、学校長ら関係者を点検・評価委員に加えて全施策の点検・評価を実施する。 現計画期間 (令和2年～6年度) → 新計画がスタート (計画期間未定) → </p>	評価対象	評価年度	R4	R5	R6	R7	R8	施策1 児童・生徒の心身の健全な発達の支援		○	○			新計画の評価開始（評価サイクルは改定後の計画の体系を見て検討）	施策2 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み			○	○		施策3 不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実			○		○	施策4 快適に学べる教育施設の整備と運営の充実		○	○			施策5 子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援			○	○	
評価対象	評価年度	R4	R5	R6	R7	R8																																	
施策1 児童・生徒の心身の健全な発達の支援		○	○			新計画の評価開始（評価サイクルは改定後の計画の体系を見て検討）																																	
施策2 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み			○	○																																			
施策3 不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実			○		○																																		
施策4 快適に学べる教育施設の整備と運営の充実		○	○																																				
施策5 子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援			○	○																																			
今後の方針	令和4年度の点検・評価は足立区教育振興ビジョンを活用した新たな運用方法に基づき実施していく。																																						

教 育 委 員 会 報 告

令和4年3月17日

件 名	令和4年度教育課程について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>令和4年度教育課程の方針について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 教育指導課の方針 各学校で作成する教育課程について、令和4年度からSDGsの実現を視点として編成させる。</p> <p>2 教育指導課方針の根拠 学習指導要領の前文において、「学校は、児童・生徒を持続可能な社会の創り手となるように育成することが求められる。」という趣旨が明示された。 また、足立区においては、SDGsを単なる環境教育としての扱いではなく、「足立区基本計画」にならい、教育課程に示すそれぞれの教育活動をSDGsの各目標と関連付けることとした。</p> <p>3 教育指導課方針決定の経緯 教育課程は、学校の教育活動を大望的に示したものであり、学校の特色が大いに表現されるものであるが、近年、学校ごとの記述内容に大差がなく、ともすれば教育課程が形骸化してしまう状況が散見された。 そこで、2015年に国連サミットで採択された国際目標であるSDGsを教育課程に盛り込むことにより、学校がSDGsの各目標と関連付けながら、それぞれの特色に応じた教育活動を展開することをねらいとして方針を決定した。</p> <p>4 具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の教育課程に記載する教育活動をSDGsの視点から捉えなおす。 ・ 各学校の教育課程に記載された教育活動と共に、SDGsアイコンを添付する（学校が取り組む視点によって、同じ教育活動でも、添付するアイコンは変化する）。 ・ 各学校が重点的に取り組む目標と、その達成のために推進する教育活動をA4用紙1枚にまとめ、保護者、地域等に配布する。
問 題 点 ・ 今後の方針	令和4年度学校評価において、SDGsの達成のための質問項目を新設させ、各学校の取組をより良いものにしていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和4年3月17日

件 名	令和4年度中の欠席連絡ツールについて																																
所管部課名	教育指導部教育指導課																																
内 容	<p>1 目的 令和5年度の学校メールシステム更新までの間の、オンラインによる欠席連絡方法を確保する。</p> <p>2 使用ツール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度からWEBQUが付随するクラウドサービスである「まなびポケット」を活用 ・ 「まなびポケット」の費用は、無料 <p>3 今後の進め方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">年度・月日</th> <th style="width: 20%;">保護者へ</th> <th style="width: 50%;">学校の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和4年度</td> <td style="text-align: center;">4月4日</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>教員向け「まなびポケット」設定のオンライン説明会への参加</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月15日まで</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>校内で教員が「まなびポケット」へ児童生徒の情報を登録</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月15日</td> <td>「まなびポケット」の保護者案内を通知</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月28日まで</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>全校で「まなびポケット」の開通作業終了</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月1日から</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">「まなびポケット」運用開始</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2月</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>新しい連絡ツールの説明会参加</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和5年度</td> <td style="text-align: center;">4月</td> <td>新しい連絡ツールの案内</td> <td>新しい連絡ツールの設定作業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>新しい連絡ツールの運用開始</td> </tr> </tbody> </table>				年度・月日	保護者へ	学校の対応	令和4年度	4月4日	—	教員向け「まなびポケット」設定のオンライン説明会への参加	4月15日まで	—	校内で教員が「まなびポケット」へ児童生徒の情報を登録	4月15日	「まなびポケット」の保護者案内を通知	—	4月28日まで	—	全校で「まなびポケット」の開通作業終了	5月1日から	「まなびポケット」運用開始		2月	—	新しい連絡ツールの説明会参加	令和5年度	4月	新しい連絡ツールの案内	新しい連絡ツールの設定作業	5月	—	新しい連絡ツールの運用開始
	年度・月日	保護者へ	学校の対応																														
令和4年度	4月4日	—	教員向け「まなびポケット」設定のオンライン説明会への参加																														
	4月15日まで	—	校内で教員が「まなびポケット」へ児童生徒の情報を登録																														
	4月15日	「まなびポケット」の保護者案内を通知	—																														
	4月28日まで	—	全校で「まなびポケット」の開通作業終了																														
	5月1日から	「まなびポケット」運用開始																															
	2月	—	新しい連絡ツールの説明会参加																														
令和5年度	4月	新しい連絡ツールの案内	新しい連絡ツールの設定作業																														
	5月	—	新しい連絡ツールの運用開始																														
問題点・今後の方針	「まなびポケット」については、令和4年度からの運用開始に向け、準備を進めていく。																																

教 育 委 員 会 報 告

令和4年3月17日

件 名	あだち日本語学習ルームの令和3年度修了判定結果について																																																																									
所管部課名	教育指導部教育指導課																																																																									
内 容	<p>1 指導実施人数 16名(内 14名修了)【令和2年度 28名(内 20名修了)】 ※ 未修了生徒は、第2学年1名、第1学年1名</p> <p>2 修了判定方法 担当日本語講師が指導後の記録をもとに判定に関する素案を作成し、講師全員で協議して終了の可否を判定、決定する。</p> <p>(1) 評価領域 「関心・意欲・態度」、「話す」、「読む」、「書く」、「聞く」</p> <p>(2) 評価基準 4:よくできる 3:概ねできる 2:あまりできない 1:できない</p> <p>(3) 修了判定基準 各評価領域の評価が概ね3に達すること。 ※ 「都立高等学校の入学者選抜に係る学力検査」に対応できる日本語の力を身に付けること。</p> <p>3 修了判定詳細(令和4年2月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通級開始時期</th> <th colspan="2">生徒数</th> <th rowspan="2">修了者</th> <th rowspan="2">修了率</th> <th rowspan="2">※平均指導時間</th> </tr> <tr> <th>(内) 学年</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和2年度から継続</td> <td rowspan="2">8名</td> <td>3年</td> <td>6名</td> <td rowspan="2">8名</td> <td rowspan="2">100%</td> <td rowspan="2">213時間</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">令和3年度</td> <td rowspan="3">5月</td> <td>3年</td> <td>1名</td> <td rowspan="3">5名</td> <td rowspan="3">100%</td> <td rowspan="3">178時間</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>1名</td> <td>2年</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>100%</td> <td>150時間</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>1名</td> <td>2年</td> <td>1名</td> <td>0名</td> <td>0%</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1名</td> <td>1年</td> <td>1名</td> <td>0名</td> <td>0%</td> <td>57時間</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16名</td> <td>3年</td> <td>7名</td> <td rowspan="3">14名</td> <td colspan="2">令和4年度に継続→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2年</td> <td>6名</td> <td>第2学年</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>1名</td> <td>第1学年</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 日本語習得状況と所属校での授業参加状況により、週1～11時間(平均5～6時間程度)の指導を実施</p>						通級開始時期	生徒数		修了者	修了率	※平均指導時間	(内) 学年	人数	令和2年度から継続	8名	3年	6名	8名	100%	213時間	2年	2名	令和3年度	5月	3年	1名	5名	100%	178時間	2年	3名	1年	1名	10月	1名	2年	1名	1名	100%	150時間	11月	1名	2年	1名	0名	0%	48時間	12月	1名	1年	1名	0名	0%	57時間	合計	16名	3年	7名	14名	令和4年度に継続→				2年	6名	第2学年	1名			1年	1名	第1学年	1名
通級開始時期	生徒数		修了者	修了率	※平均指導時間																																																																					
	(内) 学年	人数																																																																								
令和2年度から継続	8名	3年	6名	8名	100%	213時間																																																																				
		2年	2名																																																																							
令和3年度	5月	3年	1名	5名	100%	178時間																																																																				
		2年	3名																																																																							
		1年	1名																																																																							
	10月	1名	2年	1名	1名	100%	150時間																																																																			
	11月	1名	2年	1名	0名	0%	48時間																																																																			
12月	1名	1年	1名	0名	0%	57時間																																																																				
合計	16名	3年	7名	14名	令和4年度に継続→																																																																					
		2年	6名		第2学年	1名																																																																				
		1年	1名		第1学年	1名																																																																				

	<p>4 考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度指導を始めた生徒は、母語での支援を含めた個別指導に重点を置くことで、日常生活における困難を解消することができた。 ・ 人数が少ないことにより、コミュニケーションによる「話す」力の育成の時間が十分に確保できなかったため、指導者を交えたグループ活動を積極的に取り入れる必要がある。 ・ 昨年度同様、修了者の通算指導時間は180時間前後であり、日本語取得には一定の指導時間の確保が必要である。 <p>5 令和4年度の方針</p> <p>以下の方針で指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「母語での支援を中心とする初期段階の個別指導」から、「習熟度別のグループ指導」への移行を円滑にし、より効率的・効果的な指導を目指す。 ・ 虐待などの可能性も考慮しつつ、通室する生徒の家庭状況を学校とともに確認するよう、講師全員の理解を深める。 ・ 今年度同様、日本語取得に必要な一定の指導時間数を確保する。
<p>問題点・ 今後の方針</p>	<p>令和4年度については、上記5の方針に基づき運営していく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和4年3月17日

件 名	小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の改訂方法の見直しについて												
所管部課名	教育指導部教育指導課												
内 容	<p>小学校3年生の社会科では地域の内容を取り扱うことから、小学校の社会科担当教員が社会科副読本の執筆に携わってきた。しかし、以下の課題があるため、見直しを図り、質の向上を目指す。</p> <p>1 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急速な社会情勢の変化に伴い、社会科副読本の記載内容に多くの刷新が求められていること。 ・ 著作権や引用データ等多くの配慮事項を考慮しながら制作する必要があること。 ・ 改訂委員会だけで作業を行うのは、困難になってきていること。 <p>2 改訂委員会の構成の見直し</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校教員16名で構成 ・ 教育指導課 指導主事(事務局) <p>(2) 見直し案</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">・ 学識経験者</td> <td style="width: 50%;">・ 教育指導課 指導主事</td> </tr> <tr> <td>・ 小学校長</td> <td>・ 小学校社会科担当教員</td> </tr> <tr> <td>・ 郷土博物館学芸員</td> <td style="text-align: right;">等</td> </tr> </table> <p>※ 人数については、今後、検討していく。</p> <p>3 編集方法の見直し</p> <p>(1) 現状</p> <p>委嘱した小学校教員が担当ページの取材及び執筆を行い、教育指導課にて校正を行っている。</p> <p>(2) 他区の状況</p> <p>台東区や北区においては、改訂委員会として小学校の社会科担当教員や学識経験者の意見をまとめ、出版社に執筆・編集を委託している。</p> <p>4 令和4年度の予定</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和4年4月</td> <td>新たな改訂委員会の結成・改訂作業開始</td> </tr> <tr> <td>令和4年11月</td> <td>改訂作業終了</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月</td> <td>印刷及び発送</td> </tr> </table>	・ 学識経験者	・ 教育指導課 指導主事	・ 小学校長	・ 小学校社会科担当教員	・ 郷土博物館学芸員	等	令和4年4月	新たな改訂委員会の結成・改訂作業開始	令和4年11月	改訂作業終了	令和5年3月	印刷及び発送
・ 学識経験者	・ 教育指導課 指導主事												
・ 小学校長	・ 小学校社会科担当教員												
・ 郷土博物館学芸員	等												
令和4年4月	新たな改訂委員会の結成・改訂作業開始												
令和4年11月	改訂作業終了												
令和5年3月	印刷及び発送												
問題点・今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校社会科副読本としての情報の正確性・妥当性を高めるために、教育委員会が主となり作成に関わっていく。 ・ 今後も区長と相談の上、進めていく。 												

教 育 委 員 会 報 告

令和4年3月17日

件 名	区が必要とする特色ある教育を実施する私立学校への補助の検討について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども政策課 こども支援センターげんき 教育相談課 総務部 資産管理課
内 容	<p>現在、区が抱える様々な教育課題の解決に向け、有効かつ効果的な「特色ある教育」を実施する私立学校の進出を促すため、建設費用の助成について検討を行う。</p> <p>1 概要</p> <p>足立区学校法人の助成に関する条例に基づき、足立区が保有する土地建物を活用して、特色ある教育を実施する新規私立学校を設置する場合、学校設置後の建設費用の一部助成を検討する。</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 対象</p> <p>私立学校法第3条に該当する学校法人が運営し、学校教育法第1条に規定される、令和4年度以降に新規設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校</p> <p>(2) 区が求める教育内容</p> <p>ア 児童・生徒の状況に応じた特別な教育課程を有する学校 イ ICTを活用した遠隔教育などの情報通信教育、グローバルな視点を生かした外国語教育を実施する学校</p> <p>3 補助金額</p> <p>上限額 約3億円程度</p> <p>※ 学校校舎建設工事費に、消費税相当額である「10分の1」を乗じた金額を想定した。</p> <p>[参考] 北鹿浜小・鹿浜西小統合新校（鹿浜未来小学校）における建築物のみの直接工事費は、約3.3億（校舎棟RC造5階、延床面積9416.29㎡）</p>
今 後 の 方 針	今後、補助制度の検討と合わせ、必要な規則の改正と補助要綱の策定を進めていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和4年3月17日

件 名	多様な集団活動事業の利用支援事業の実施について																										
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども政策課																										
内 容	<p>令和3年度、国の制度改正により、新たに幼児教育・保育の無償化の対象となる未就学施設に対する事業内容等について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 事業概要</p> <p>(1) 名称 多様な集団活動事業の利用支援事業</p> <p>(2) 対象施設及び対象者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 60%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">学校所在地</th> <th style="width: 20%;">対象者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区内</td> <td>東京朝鮮第四幼初中級学校</td> <td>足立区</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">区外</td> <td>東京朝鮮第一幼初中級学校</td> <td>荒川区</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>東京国際フランス学園</td> <td>北区</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>東京韓国学校</td> <td>新宿区</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>ケイ・インターナショナルスクール</td> <td>江東区</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>ニューインターナショナルスクール</td> <td>豊島区</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 対象経費 対象施設を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う保育料</p> <p>(4) 基準額・支給方法・実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児1人当たり月額最大2万円まで保護者へ直接給付 ・ 令和3年度4月分から遡及支給 <p>(5) 事業予算額 20千円×15人×12か月＝3,600千円</p> <p>2 関連する補助制度（外国人学校児童・生徒保護者補助金）の見直しについて</p> <p>(1) 経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成4年4月1日から区単独補助で事業を開始し、約30年が経過しており、この間、社会情勢は大きく変化していることから制度の見直しに着手した。 ・ 補助対象世帯の現状確認のため、昨年末、対象世帯の課税調査を実施した（同意率44.4％）。 				施設名	学校所在地	対象者数	区内	東京朝鮮第四幼初中級学校	足立区	8	区外	東京朝鮮第一幼初中級学校	荒川区	5	東京国際フランス学園	北区	0	東京韓国学校	新宿区	0	ケイ・インターナショナルスクール	江東区	0	ニューインターナショナルスクール	豊島区	0
	施設名	学校所在地	対象者数																								
区内	東京朝鮮第四幼初中級学校	足立区	8																								
区外	東京朝鮮第一幼初中級学校	荒川区	5																								
	東京国際フランス学園	北区	0																								
	東京韓国学校	新宿区	0																								
	ケイ・インターナショナルスクール	江東区	0																								
	ニューインターナショナルスクール	豊島区	0																								

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得制限の導入について、現在実施している4区（港、新宿、中野、杉並）の実施内容について確認を行った。 ・ 1月閉会中文教委員会へ検討状況について報告を行い、各委員より様々なご意見をいただいた。 <p>(2) 現状の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額補助額のあり方や、所得制限の導入等、本制度の在り方に関し、様々なご意見が存在することを確認した。 ・ 上記のような状況を踏まえ、拙速に結論を出すことなく、令和4年度以降時間をかけ、本制度の在り方について検討を継続していく。
<p>今後の方針</p>	<p>1 多様な集団活動事業の利用支援事業 3月補正予算に計上しており、議決が得られた際には、令和3年4月分から遡及し実施予定</p> <p>2 外国人学校児童・生徒保護者補助金 課税状況調査結果や他区の実施状況等を参考とし、いただいたご意見を踏まえ、制度の見直しについて次年度以降引き続き検討する。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和4年3月17日

件 名	社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について						
所 管 部 課 名	福祉部 福祉管理課 子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設運営課 子ども施設指導・支援担当課						
内 容	<p>令和2年1月に千葉県知事から改善勧告を受け、同年12月に東京都知事から運営する日ノ出町保育園の特別指導検査を受けた、社会福祉法人朝陽会（あさひかい／旧南流山福祉会から法人名変更）の状況と、運営保育所の状況について報告する。</p> <p>1 千葉県知事による改善勧告と改善状況について 令和2年1月、千葉県知事が法人に対して改善勧告を行い、同年8月公表した。</p> <p>(1) 改善勧告内容</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 社会福祉法人会計基準等に従い計算書類等を適正に作成し、法令及び定款に定める承認手続きを行い、法令に定める届出を行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 経理処理について、社会福祉法人会計基準及び関係通知等に従い行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 評議員会及び理事会等による適切な内部統制がなされる体制を整備すること。</p> <p>(2) 足立区が確認した法人の改善状況 運営施設が日ノ出町保育園のみとなり、法人本部が足立区へ移ったため、令和3年4月30日、法人指導の所轄庁が千葉県知事から足立区長へ移管され、足立区が改善状況を確認した。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 計算書類等の承認手続き、届出は改善確認（令和3年4月確認）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 計算書類等の適正作成は改善途中（令和3年9月確認）</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 役員等は一新され、評議員会及び理事会は適正に開催されている。監事1名の未選任以外は体制整備済を確認（令和3年9月確認）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 15%;">時期</th> <th>確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R3年 4月</td> <td>千葉県知事から足立区長に法人の所轄庁移管</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月</td> <td>法人理事長から現状聴取、今後の予定の確認 法人は東京都知事が求める不明会計等解明の第三者委員会の設置について、6月を目途に準備を進めると回答</td> </tr> </tbody> </table>	時期	確認内容	R3年 4月	千葉県知事から足立区長に法人の所轄庁移管	5月	法人理事長から現状聴取、今後の予定の確認 法人は東京都知事が求める不明会計等解明の第三者委員会の設置について、6月を目途に準備を進めると回答
時期	確認内容						
R3年 4月	千葉県知事から足立区長に法人の所轄庁移管						
5月	法人理事長から現状聴取、今後の予定の確認 法人は東京都知事が求める不明会計等解明の第三者委員会の設置について、6月を目途に準備を進めると回答						

時期	確認内容
R 3年 7月	今後の法的措置を見据えて、区は豊島綜合法律事務所（以下「法律事務所」とする）とアドバイザー契約を締結。千葉県知事の改善勧告書を「論点表」として整理し、法人に対して改善の進捗と今後の改善予定の報告を求めた。
9月	論点表の回答あり。法律事務所と検証し、運営面は改善済みだが、会計面は専門家の調査以前に、会計上の不明点、疑問点、不整合点等の会計整理が必要と判断
10月	法人に会計整理作業を命じ、過去の会計書類や挙証資料の整理作業を開始
11月	<p>法人へのヒアリング実施。会計整理作業は進めているが、運営資金不足により7月に立ち上げた第三者委員会は休止状態。法律事務所と協議し、まずは会計整理による支出等の確認作業を急ぐよう指示</p> <p>【会計整理作業の進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 2月中旬現在確認済分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日ノ出町保育園（R2年度～H28年度） ・ なかよし保育園（H30年度及び29年度） ・ 新田三丁目なかよし保育園（H30年度） ・ 法人本部（各保育園の会計整理後のため未着手）
R 4年 1月	<p>理事会を傍聴、①法人本部は第三者委員会の運営費が工面できず進展なし、②委員会運営費の捻出可否を確認するため理事長及び理事2名が日ノ出町保育園への立入調査実施を理事会で決定</p> <p>論点表のその後の改善について、再度、法人に2月中旬期限で進捗状況を照会</p>
2月	論点表の進捗状況について、文書回答では会計面の改善は未完了。法人事務所で進捗確認およびヒアリング実施を予定したがコロナにより延期（3月予定）
3月	<p>コロナ禍で延期となった区による法人監査（通常監査）を実施</p> <p>①改善の進捗状況、②会計整理の進捗状況等をふまえて法律事務所と今後の対応について協議</p>

2 東京都知事による日ノ出町保育園の特別指導検査と法人の対応について
令和3年3月、日ノ出町保育園の施設会計（保育所）の改善事項について東京都から指摘があった。

(1) 特別指導検査結果への法人の対応

ア 改善状況報告書を令和3年5月に足立区を經由し東京都に提出した。

イ 計算書類については、第三者委員会を設置（令和3年7月）。原因や正確な資金の移動など確認を行っている（改善中）。改善後に再提出する。

(2) 足立区が確認した会計処理の状況

ア 年度会計
評議員会の承認をうけ、決算書類は所轄庁に提出されている。

イ 運営費の過払い
平成28年度の運営費の支払いに誤りがあり、足立区が4,824万円を過剰支出した（※）。平成29年度から法人が分割で返還し、令和2年度までに区へ全額返還済

【過剰支出の原因】

積算時に区側の単価設定を誤ったため

【再発防止策】

区では、複数人による支払金額の確認及び支払金額の前年度との比較等、チェック体制の見直しを行った。

ウ 平成25・26年度の不適切支出

平成30年度以降園長が園会計へ返還を行っている（令和7年度までに完済予定）。区では、令和4年3月31日を提出期限とし、令和3年度中の返還を証明する書類の提出を求めており、園会計への返還が適切に行われていることを継続して確認する。

エ 平成29・30年度の不適切支出

区では、令和4年3月31日を提出期限とし関連書類の提出を求めており、今後、園会計への返還計画及び返済状況の確認を行っていく。

(3) 保育の状況について

令和2年度の指導検査において指摘はなく、通常どおり安定した保育が行われている。

3 新田三丁目なかよし保育園の運営費の精算について

(1) 経過（下記【参考】参照）

令和2年11月末日まで法人が指定管理者として運営していた足立区立新田三丁目なかよし保育園について、令和2年度の園運営費は概算払により支払を行っていた。

精算を行った結果、法人は区に4,021,176円を返還する必要があるが、区から再三にわたる請求にもかかわらず、現在まで返還されていない。

(2) 双方の主張について

朝陽会：平成25年度から平成29年度までの運営費について、赤字収支だった金額約4,000万円の全額補填を区が行うべきだと主張

足立区：協定書による双方の合意により、児童数等に応じて積算した金額を支払っているため、返還に応じる理由がないことを主張

【参考】 足立区と法人との運営費精算に関する経過

時期	内容
R2年 12月	<ul style="list-style-type: none">区が法人の指定管理者の指定を解除し直営を開始令和2年度運営費の精算のため、精算内容の確認依頼通知を送付
R3年 3月	<ul style="list-style-type: none">法人から返答がないため、再度、内容確認通知を送付上記通知にも返答がないため、区で算定した約400万円の精算額の返還を法人へ請求
7月	<ul style="list-style-type: none">法人から返答がないため、返還の催促文を送付
9月	<ul style="list-style-type: none">法人から平成25年度～平成29年度までの赤字額約4,000万円を区が法人に支払うべきであるとする文書が届く
12月	<ul style="list-style-type: none">区から法人へ、約4,000万円の請求根拠がないことを主張し、約400万円の返還を求める文書を送付
R4年 1月	<ul style="list-style-type: none">法人から再度、約4,000万円の支払いを求める請求文書が届く
3月	<ul style="list-style-type: none">区から、再度、約4,000万円の請求根拠はないことを説明し、約400万円の返還を求める文書を送付予定

	<p>4 今後の方針</p> <p>千葉県知事、東京都知事からの勧告や指摘が改善されたかをチェックし、法人や保育施設運営が適切に行われる体制となるよう指導を継続していく。</p> <p>(1) 日ノ出町保育園の施設会計改善に向けた第三者委員会の運営を正常化させ、適正な法人運営・会計処理に向けたチェックと適切なアドバイスを引き続き実施していく。</p> <p>(2) 千葉県知事からの改善勧告のうち、未改善である会計処理の解明に向けて、第三者委員会の調査と並行して、会計士等専門家介入を法律事務所と協議しながら進める。</p> <p>(3) 園児の保育を最優先としつつも、会計処理等において不適切な事案等が判明した場合には、認可保育所を所管する東京都と連携しながら、法人への適切かつ厳正な対応を検討する。</p> <p>(4) 新田三丁目なかよし保育園の運営費については、法律事務所と協議し、訴訟も視野に入れつつ、返還請求を続けていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>引き続き、福祉部と子ども家庭部とで連携を図りながら、適正に対応していく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和4年3月17日

件 名	いづみ保育園への対応状況について																																																											
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設入園課、 子ども施設指導・支援担当課																																																											
内 容	<p>保育士の大量退職により受け入れ児童数を縮小する、いづみ保育園（運営法人：社会福祉法人泉光会いづみの杜）にかかる対応状況について報告する。</p> <p>1 令和4年4月の在園児童数について （単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳児 (新1歳児)</th> <th>1歳児 (新2歳児)</th> <th>2歳児 (新3歳児)</th> <th>3歳児 (新4歳児)</th> <th>4歳児 (新5歳児)</th> <th>5歳児 (卒園児)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在園児童数 (1月1日現在) ①</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>4月転園 内定者数 ②</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>10</td> <td style="text-align: right;">/</td> </tr> <tr> <td>退園（幼稚園 利用等） ③</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td style="text-align: right;">/</td> </tr> <tr> <td>4月在園児童数 ①-②+③</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td style="text-align: right;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>令和4年4月の継続児童はいない。</u></p> <p>2 令和4年4月以降の園運営について</p> <p>(1) 保育定員 令和4年1月21日付で法人から、令和3年度の70人定員（0～5歳児）を、下表のとおり、20人定員（1・2歳児）に変更したいとの申し出があった。 （単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年4月</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>令和4年4月</td> <td style="text-align: right;">/</td> <td>10</td> <td>10</td> <td style="text-align: right;">/</td> <td style="text-align: right;">/</td> <td style="text-align: right;">/</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 新規入所の再開時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年2月22日付で法人から、令和4年10月入所から募集再開を希望する旨の申し出があった。 ・ 募集再開については、再び在園児に転園を求めることがあってはならず、慎重な判断が必要である。 ・ 区として継続的に法人の保育士確保及び、再発防止策の実施状況を確認し、令和4年8月初旬を目途に、10月入所の募集再開について可否を決定する。 		0歳児 (新1歳児)	1歳児 (新2歳児)	2歳児 (新3歳児)	3歳児 (新4歳児)	4歳児 (新5歳児)	5歳児 (卒園児)	在園児童数 (1月1日現在) ①	11	12	11	9	10	12	4月転園 内定者数 ②	11	12	9	9	10	/	退園（幼稚園 利用等） ③	0	0	2	0	0	/	4月在園児童数 ①-②+③	0	0	0	0	0	/		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	令和3年4月	10	12	12	12	12	12	70	令和4年4月	/	10	10	/	/	/	20
	0歳児 (新1歳児)	1歳児 (新2歳児)	2歳児 (新3歳児)	3歳児 (新4歳児)	4歳児 (新5歳児)	5歳児 (卒園児)																																																						
在園児童数 (1月1日現在) ①	11	12	11	9	10	12																																																						
4月転園 内定者数 ②	11	12	9	9	10	/																																																						
退園（幼稚園 利用等） ③	0	0	2	0	0	/																																																						
4月在園児童数 ①-②+③	0	0	0	0	0	/																																																						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計																																																					
令和3年4月	10	12	12	12	12	12	70																																																					
令和4年4月	/	10	10	/	/	/	20																																																					

	<p>(3) 保育士確保の状況について 令和4年2月22日付で法人から以下の申し出があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年10月入所募集手続きを開始する8月までに、定員20人の受け入れに必要となる保育士数（常勤保育士6人）を確保する。 パート保育士についても、令和4年度末まで継続的な採用を行う。 <p>3 大量退職の原因究明・改善策について</p> <p>(1) 職員ヒアリングの実施状況 令和4年1月15日に法人から依頼を受けた弁護士が退職予定職員にヒアリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の職員が「業務の過多」「園長との不和」「主任の不在」等を退職理由に挙げた。 賃金問題、保育士間の不和、子ども・保護者との問題などは退職理由として挙げられなかった。 <p>(2) 法人の改善策 上記の結果を踏まえ、令和4年1月21日に法人から区に対して改善策の報告があった（2月10日・21日に補足報告）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士定着率向上に向け、法人理念、賃金体系、年間労働時間の見直しを実施する。 主任保育士の採用及び各種研修を活用した育成を行う。 外部講師を招聘し、保育士定着のためのプログラムを実施する。 <p>(3) 区の調査について 令和4年2月28日に、退職予定の保育士を対象にアンケート調査を発出した（提出期限3月10日）。</p> <p>4 対応経過 P33参照</p>
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定員変更について、手続き・実施時期を東京都と協議のうえ進めていく。 令和4年4月以降、区の専門職が園児の転園先を訪問し、園児の状況把握、受け入れ先の園への助言など、必要な支援を行っていく。

対 応 経 過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士の大量退職について第一報 令和4年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和4年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和4年度の受け入れ可能児童数を30人(0～5歳児)に縮小したいと回答(現行定員70人)
R3. 10. 7	区→園	区から法人に以下3点を要請 [要請①] 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討 [要請②] 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明 [要請③] 大量退職の原因究明と再発防止策の報告 (締め切り12月24日)
R3. 10. 12	園→区	[要請①に対して] 受け入れ可能児童数23人(0～2歳児)と回答
R3. 10. 30	園→保護者	[要請②に対して] 園が保護者説明会を開催(区傍聴)
R3. 11. 13 R3. 11. 14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催(いづみ保育園ホールにて)
R3. 11. 22 ～	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始(月2～3回)
R3. 12. 24	園→区	[要請③に対して] 進捗遅れにより、締め切りを1月末日まで延期してほしいと申し入れ
R3. 12. 24	園→区	常勤保育士の確保状況が必要数9人に対して4人とどまっているとの申し出
R4. 1. 14	区→園	[要請④] 令和4年度の園児数が0人になる見込み及び、保育士確保ができていない状況を踏まえ、園運営にかかる意向の照会。令和4年度の運営継続が可能か等、報告を要請
R4. 1. 15	園→職員	[要請③に対して] 法人の職員ヒアリング実施
R4. 1. 21	園→区	[要請③に対して] ヒアリング結果及び対策の提出 [要請④に対して] 令和4年度の園運営の意向回答 定員20人(1・2歳児)で継続したいとの申し出
R4. 2. 7	園→区	4月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士全員に退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 10	園→区	対策の補足説明の提出
R4. 2. 22	園→区	対策の補足説明の再提出。定員20人での運営に必要な常勤保育士6人を令和4年8月初旬までに確保し、令和4年10月から新規入所を受け入れたいとの申し出

教 育 委 員 会 報 告

令和4年3月17日

件 名	「じんがんなわ」の東京都指定無形民俗文化財への指定について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	<p>足立区指定無形民俗文化財「じんがんなわ」（昭和59年指定）が東京都指定無形民俗文化財となることが決定したため、以下のとおり報告する。なお、この指定とともに足立区文化財の指定は解除される。</p> <p>1 「じんがんなわ」概要</p> <p>大門ズシ（現在の西保木間二丁目地域）という古くからの集落に受け継がれる民俗行事である。藁で作った大蛇を大乘院のイチョウの木に這わせ、お神酒や千葉粥（塩を入れず大根の葉だけを入れた粥）を皆で食し、無病息災・五穀豊穰を祈る。500年以上前、応仁の乱の頃から続くといわれ、毎年成人の日に行われる。</p> <p>2 経緯と今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年2月16日 東京都文化財保護審議会答申 ・ 令和4年3月10日 東京都教育委員会決定 ・ 令和4年3月18日 東京都公報登載（これをもって正式決定となる）
今後の方針	

事業実施報告（2月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	2日（水）9日（水） 16日（水）23日（水）	新田地域学習センター他	中止
	13日（日）		中止
	27日（日）		中止
科学体験講座	13日（日）	ギャラクシティ	中止
ジュニアリーダー スーパー研修会	6日（日）	ギャラクシティ	中止
ジュニアリーダー研修会	13日（日）	中央本町地域学習センター	中止
	20日（日）	宮城ゆうゆう公園	中止
あだち日曜教室	13日（日）	ギャラクシティ	中止
文教大学連携事業 「0から ENGLISH」	13日（日）	各自宅 ※ 配信	58人
帝京科学大学連携事業 「困難家庭対象事業」	19日（土）	帝京科学大学7号館	中止
帝京科学大学連携事業 「夢の体験教室」	5日（土）	各自宅 ※ 配信	25人
	12日（土）		44人
	19日（土）		12人

事業実施予定（3月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	9日（水）16日（水） 23日（水）30日（水）	新田地域学習センター他	計10人
	27日（日）		10人
科学体験講座	19日（土）	ギャラクシティ	10人
あだち子ども百人一首大会	5日（土）	総合スポーツセンター	中止
あだち日曜教室	13日（日）	ギャラクシティ	中止
めざせキャンプの達人	13日（日）	宮城ゆうゆう公園	中止
ジュニアリーダー宿泊研修会	19日（土）～20日（日）	鋸南自然の家	中止

行事実施結果（2月1日～2月28日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
小学校アウトリーチコンサート 出演者 礒 絵里子氏（ヴァイオリン）、白石 光隆氏（ピアノ）（花保小学校） 塚越 慎子氏（マリンバ）、小澤 佳永氏（ピアノ）（栗島小学校・桜花小学校）	2/2(水) 2/3(木)	花保小学校 栗島小学校	93人 50人 (対象) 小学1年生
読み語りのためのボイストレーニング講座<5日制> 1/27～2/24 毎（木） 10:00～12:00 ※ 最終日 2/24（木） 13:00～16:30 おはなし会実習 講師 山下 芳子氏 足立区演劇連盟事務局長、 演出家、朗読指導者	2/3～24 毎（木） 10:00～12:00 最終日 2/24（木） 13:00～16:30 おはなし会実習	生涯学習センター	中止
運動機能向上のためのトレーニング（後期高齢者の運動指導） 講師 村上 憲治氏（帝京科学大学教授） 田中 秋乃氏（健康運動指導士）	2/6（日） 13:00～17:30	生涯学習センター	中止
あだち放課後子ども教室 安全管理員研修会 「新型コロナウイルス感染症対策と子どもへの支援」 講師 足立区職員 衛生部こころとからだの健康づくり課	2/9（水） 10:00～11:15	生涯学習センター	中止
あだち放課後子ども教室体験プログラム 東京都専門人材活用の活動プログラム 「コーディネーション体験」	2/9（水） 2/16（水）	東伊興小学校 西保木間小学校	中止
運動あそびと体力向上トレーニング（子どもの運動あそび） 講師 篠原 俊明氏（共栄大学講師）	2/19（土） 13:30～17:30	生涯学習センター	中止
あだち放課後子ども教室体験プログラム 東京都専門人材活用の活動プログラム「縄跳び教室」	2/21（月）	西新井第二小学校	中止
あだち放課後子ども教室実行委員会	2/22（火） ～2/25（金）	綾瀬小学校 他 計7校	—
「スペシャルおはなし会」 ～読み語りキャラバン in 学びピア～ 出演 今年度の講座修了者、自主グループ「きらきら」有志	2/24（木） 15:30～16:00	生涯学習センター	中止

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	2/25（金）	鹿浜西小学校	13 人
コンサート in ミュージアム 昭和の家〈平田邸〉 出演者 福島 青衣子氏（ハープ）、森岡 有裕子氏（フルート）	2/27（日） 2 回公演 ①11:00～12:15 ②14:00～15:15	昭和の家 〈平田邸〉	中止
おりがみサポーターフォロー講座 「子どもの理解の仕方や接し方」 講師 藤後 悦子氏（東京未来大学 こども心理学部教授）	2/28（月） 10:00～12:00	生涯学習センター	中止
あだち放課後子ども教室 新任安全管理講習会（新任スタッフ対象） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	2/28（月） 14:00～15:30	生涯学習センター	6 人
あだち放課後子ども教室 安全管理員研修 「LGBT」って何？（動画配信） 講師 鈴木 茂義氏（元東伊興小学校教諭、上智 大学文学部非常勤講師）	令和4年3月まで配信	—	—
あだち放課後子ども教室 「スタッフ募集」（動画配信） ① YouTube 配信 ② Facebook 配信 ③ J:COM コミュニティチャンネル随時放映中 （令和4年2～3月） ④ 公社 HP から視聴可能	—	—	—

行事実施予定（3月1日～3月31日）

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	3/1（火） 10:00～11:30	江北小学校	—
あだち放課後子ども教室実行委員会	3/1（火） ～3/18（金）	中川東小学校 他 計 14 校	—
小学校アウトリーチコンサート 出演者 塚越 慎子氏（マリンバ）、小澤 佳永氏（ピアノ）（東綾瀬小学校・桜花小学校） 磯 絵里子氏（ヴァイオリン）、白石 光隆氏（ピアノ）（鹿浜五色桜小学校）	3/1（火） 3/2（水） 3/9（水）	東綾瀬小学校 鹿浜五色桜小学校 桜花小学校	2 クラス 2 クラス 2 クラス 対象 小学 1 年生
子ども学講座（子どものことを学ぶ大人の勉強会） 須田 誠氏（東京未来大学 こども心理学部教授）	3/8（火） 10:00～12:00	生涯学習センター	30 人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート in 親子サロン 出演者 山本 奈央氏（オカリナ） 志野 文音氏（クラシックギター）	3/10（木） 11:15～11:45	エル・ソフィア	32 人
足立ジュニア吹奏楽団 定期演奏会	3/21（月・祝） 14:00～16:15	西新井文化ホール	300 人
放課後あそびサポーター講習会 ～コロナ禍でもできる運動あそび～	3/30（水） 10:00～12:00	生涯学習センター	20 人
読み語りキャラバン in 学びピア 21 出演者 今年度の講座修了者と自主グループ「きらきら」有志	3/31（木） 15:30～16:00	生涯学習センター	30 人